

令和8年度佐賀県伝承芸能保存活用事業次世代継承のためのマニュアル制作 業務委託仕様書

佐賀県 文化・観光局 文化課

1 委託業務名

令和8年度佐賀県伝承芸能保存活用事業次世代継承のためのマニュアル制作業務

2 事業の目的

県内各地で受け継がれている伝承芸能は、担い手不足に加え指導者も不足しており、継承や後継者育成が困難な状況にある。佐賀の「宝」である伝承芸能を将来にわたり継承していくためには、たとえ指導者が不在となっても、次世代の人たちが自ら学び、伝承芸能を継承していくことができる環境づくりが必要であり、そのためには、芸能の詳細（舞い方・踊り方、唄、当日進行など）を映像等で記録として残しておくことが重要である。

本事業では、現在活動している伝承芸能団体がこうした映像等の記録を作成する際の手引きとなる「映像等記録作成マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定することを目的とする。

3 委託業務の内容

①マニュアルの作成

- ・伝承芸能の「継承・後継者育成」を目的とした記録作成のためのマニュアルを作成すること。（記録保存や広報普及を目的としたものではないことに留意すること。）
- ・マニュアルの利用者（記録作成者）は、現在活動している伝承芸能団体であることに留意し、どの世代にとっても「分かりやすい」「使いやすい」マニュアルとなるよう工夫すること。（要点をまとめ、ページ数が膨大にならないよう配慮する、文字だけでなく写真やイラストを活用するなど。）
- ・マニュアルには以下の内容を含めること。
 - (a)映像撮影の手法（使用機材、撮影位置、撮影手順、撮影時のポイント等）
 - (b)映像編集の手法（編集機材、編集方法、編集時のポイント、データ保存方法等）
 - (c)映像以外の記録手法（芸能の全てを映像で記録することは困難であるから、映像を補完するための文書や図、楽譜、写真による記録手法等）
 - (d)その他必要な事項（著作権他映像に係る権利の取扱い等）
- ・マニュアルの作成に当たっては、以下の文献等も参考とすること。ただし、あくまで参考にとどめること。
 - * 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部『無形民俗文化財映像記録作成の手引き』（平成20年3月31日）
 - * 熊本県教育庁教育総務局文化課『熊本県無形民俗文化財映像記録作成マニュアル』（令和6年3月）
 - * 三重県教育委員会『無形民俗文化財記録作成の指針』（平成30年3月）
 - * 『奈良県無形文化遺産映像アーカイブ公式チャンネル（Youtube）』伝承用映像

【留意事項】

- ・ 撮影及び編集に係る機材は、スマートフォンや一般家庭においても使用が想定される機材（専門的で扱いが複雑ではない機材）を使用すること。
- ・ マニュアル内容は楽器（笛、太鼓、鉦、三味線等）の有無や人の動きの有無などに応じて、パターン別に作成するなど、どの伝承芸能においても汎用的に活用できる内容とすること。

②マニュアルの試験的活用

- ・ 県内2団体程度を対象に、上記①で作成したマニュアルをもとに、実際に映像等を記録作成し、マニュアルを試験活用すること。その際、受託者が全ての記録作業を担うのではなく、団体をサポートする形で実施すること。
- ・ マニュアルは担い手が使用することが前提であることから、上記の対象団体からマニュアルに対する意見や要望を十分にヒアリングし、必要に応じて、その意見等をマニュアルに反映し改良を行うこと。
- ・ 試験活用の対象団体は、県と協議の上で決定する。
- ・ 記録作成に必要な機材、道具一式は受託者が手配すること。

4 成果品

①マニュアルの作成

作成したマニュアルは、紙媒体（A4サイズ）及びデータを佐賀県文化課に納品すること。

②マニュアルの試験的活用

実施報告書及びマニュアルをもとに作成した映像等を佐賀県文化課に提出すること。

5 留意点

- ・ 受託者が制作した成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。ただし、受注者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- ・ 完成したマニュアルは、県内の伝承芸能団体に配布する予定であること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、佐賀県と協議の上実施すること。

6 業務委託期間

契約締結の日～令和9年（2027年）3月31日（水）

7 問合せ先、担当

佐賀県 文化・観光局 文化課 [担当] 佐賀復権推進チーム

TEL 0952-25-7236 FAX 0952-25-7179 メール culture_art@pref.saga.lg.jp